

資金決済に関する法律に基づく払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、登米市振興協同組合は、令和5年9月15日で利用終了いたしました登米市共通商品券「とめっこマネー500円商品券」につきまして、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、次の通り払戻しを行います。

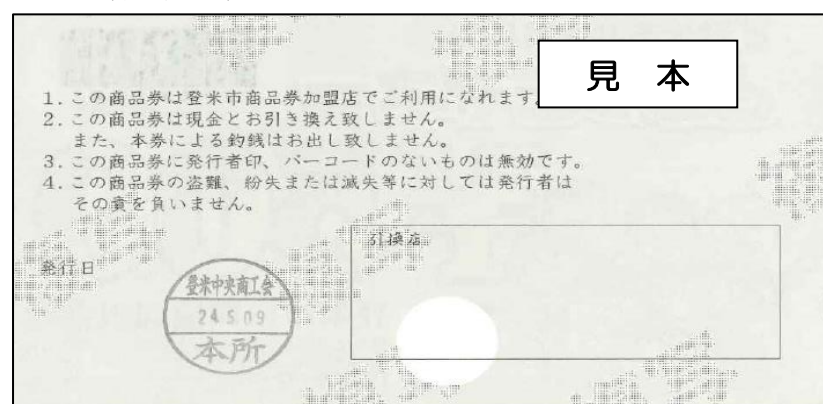
未使用の「とめっこマネー500円商品券」をお持ちのお客様は、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1. 払戻しを行う前払式支払手段の種類

とめっこマネー500円商品券
(表面)



(裏面)



2. 払戻しの申出期間

令和5年9月19日（火）～令和5年12月20日（水）

受付時間は、午前10時～午後4時まで（土、日、祝は除く）

※当該期間内に払戻しの申出が無い場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

3. 申出及び払戻し方法

登米市振興協同組合に未使用の「とめっこマネー500円商品券」をご持参ください。確認の上、その場で現金と交換いたします。

4. お問い合わせ先

登米市振興協同組合（事務局 登米中央商工会内）

〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字上舟丁12番地6

電話0220-22-3681 <https://r.goope.jp/tomekkomoney/>